

第170号議案 長崎市印鑑条例の一部を改正する条例

<目次>

1 改正の理由	P2
2 改正の内容	P2
3 施行期日	P2
4 新旧対照表	P3
5 【参考】コンビニ交付サービスの概要	P4～6

市民生活部
令和5年12月

1 改正の理由

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正により、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載できるようになった。

このことにより、コンビニ交付サービスにおいてもスマートフォンを利用した証明書の交付申請が可能となることから、条例の規定上、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付申請ができるようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

コンビニ等でのキオスク端末(多機能端末機)による印鑑登録証明書の交付申請に係る規定において、現行のマイナンバーカードを利用した申請方法に加え、スマートフォン(移動端末設備)を利用した申請方法を追加するもの(第14条第2項関係)

3 施行期日

市長が定める日(国等が別途通知予定のサービス開始日と同日)

4 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～第13条(略) (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カード又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)を利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に当該個人番号カード又は移動端末設備に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>第15条～第20条(略)</p> <p>附 則 <u>この条例は、市長が定める日から施行する。</u></p>	<p>○長崎市印鑑条例</p> <p>第1条～第13条(略) (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、自ら個人番号カードを利用し、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次条において同じ。)に当該個人番号カードに係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p> <p>第15条～第20条(略)</p>

5 【参考】コンビニ交付サービスの概要

(1) サービスの内容

ア 対象店舗

全国約56,000店舗(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州ほか(市内約180店舗))

イ 利用時間

毎日午前6時30分から午後11時まで(年末年始(12/29～1/3)とシステム休止日を除く)

ウ 取得できる証明書及び1通あたりの交付手数料

(ア)印鑑登録証明書 200円

(イ)住民票の写し 200円

(ウ)戸籍(全部・個人)事項証明書 350円

(エ)戸籍の附票の写し 200円

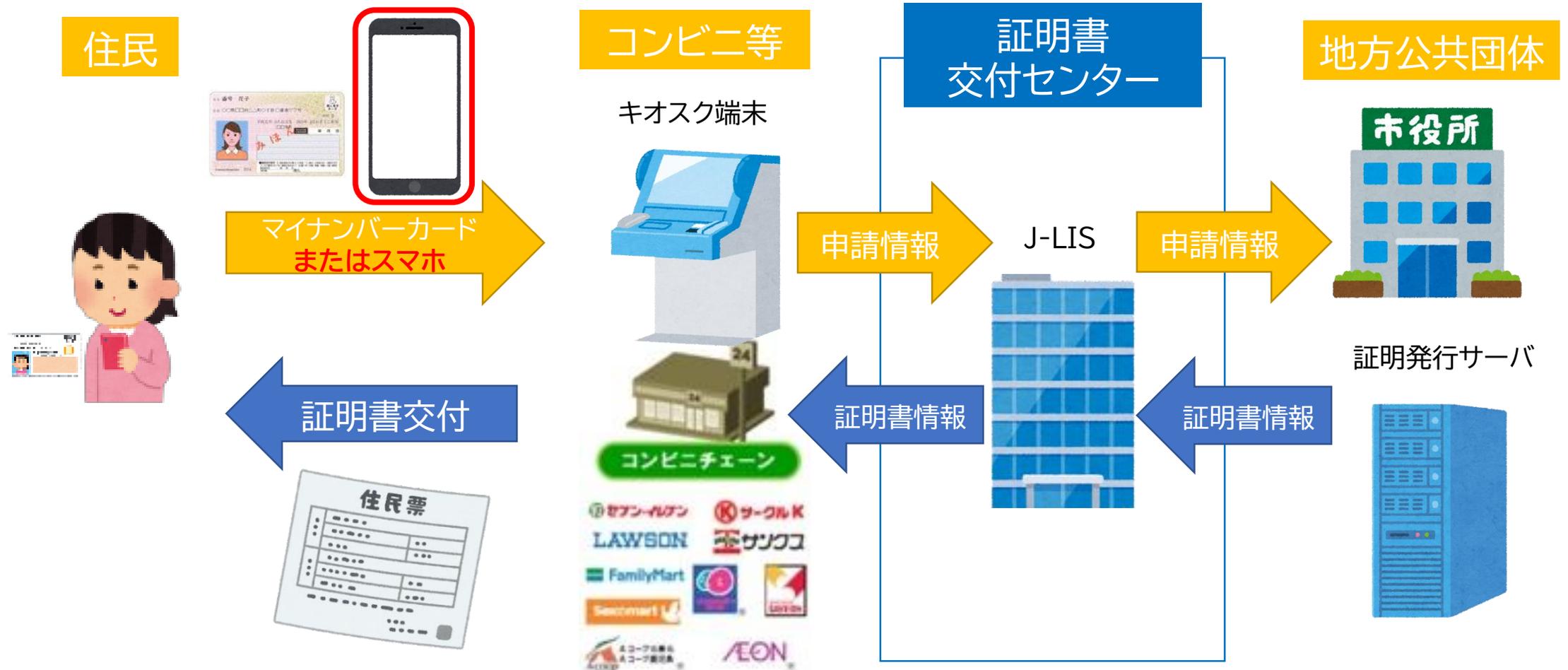
(オ)市・県民税(所得・課税)証明書 200円

(カ)市・県民税課税証明書 200円

※いずれの証明書等も窓口交付の場合より100円減額

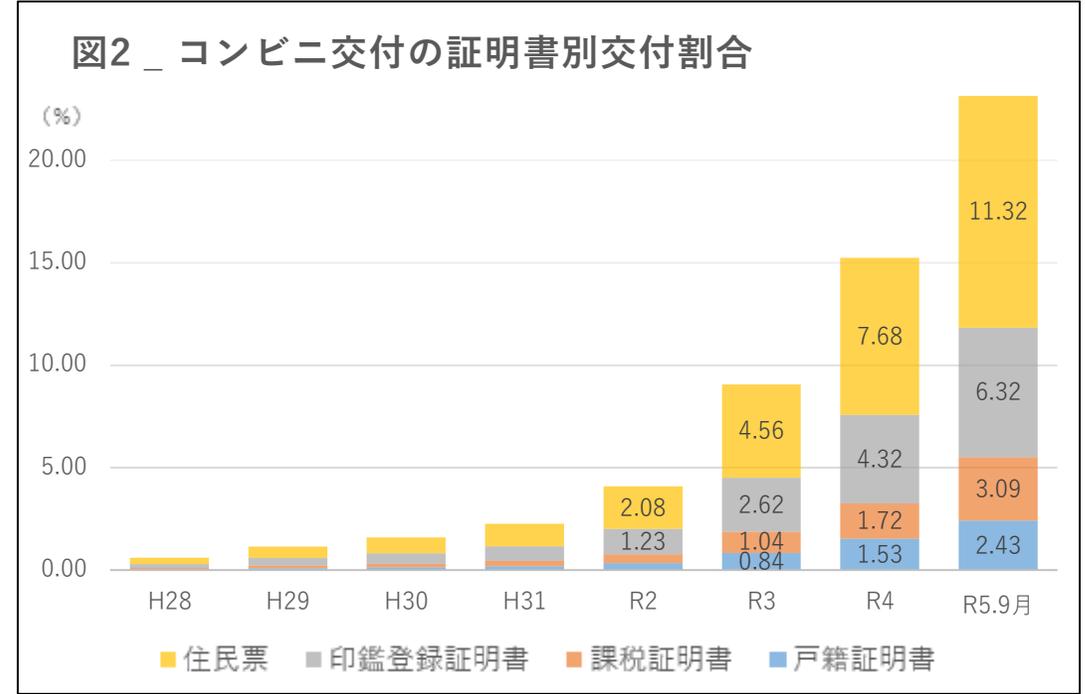
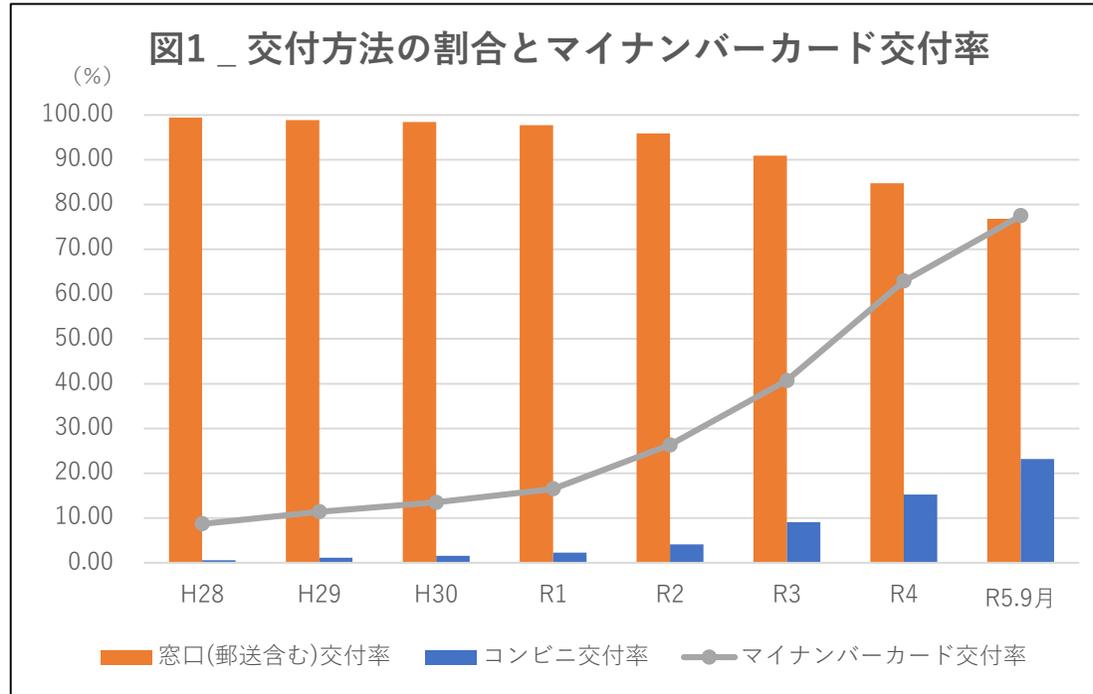
5 【参考】コンビニ交付サービスの概要

(2) サービスの流れ



5 【参考】コンビニ交付サービスの概要

(3) 交付実績



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5.9月時点
コンビニ交付件数	2,934	5,441	7,240	9,730	16,436	35,256	59,069	44,783
窓口(郵送含む)交付件数	482,091	469,160	447,687	420,098	384,933	353,536	328,089	148,545
コンビニ交付率 (%)	0.60	1.15	1.59	2.26	4.09	9.07	15.26	23.16
マイナンバーカード 交付率 (%)	8.7	11.4	13.5	16.5	26.3	40.7	62.9	77.5